

札幌中央基署発0621第6号
札幌東基署発0621第1号
令和5年6月21日

建設関係団体 各位

札幌中央労働基準監督署長
(公 印 省 略)
札幌東労働基準監督署長
(公 印 省 略)

交通誘導警備業務における労働災害防止の徹底について（緊急要請）

労働基準行政の推進につきまして、日頃より格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、札幌中央労働基準監督署及び札幌東労働基準監督署管内において、建設工事現場内で交通誘導警備業務に従事する労働者（以下「交通誘導警備員」という。）が工事用車両に巻き込まれ死亡する労働災害が、本年3月及び5月に連続して発生しております。建設工事現場内における交通誘導警備員と工事用車両の接触災害を防止するためには、警備業者と建設工事の元方事業者との連携が必要不可欠です。

つきましては、このような状況を踏まえ、下記事項に留意の上、会員事業場等に対して周知、指導し、建設工事現場内における交通誘導警備員の労働災害防止の徹底を図ってくださいますよう要請します。

記

- 1 交通誘導警備業務について、警備業者が交通誘導警備員の誘導位置及び交通誘導警備員と工事用車両との接触防止措置を明確にした作業計画を作成できるように、警備業者に必要な情報提供を行うこと。
- 2 交通誘導警備員が工事用車両の作業区域に立ち入る場合の合図等を定める、交通誘導警備員を朝礼等に参加させる等、交通誘導警備員と工事用車両との接触防止対策について警備業者と連携の強化を図ること。
- 3 工事用車両の作業計画において、工事用車両移動時の誘導者の配置、夜間にお

ける照明の確保、立入禁止区域の設定等の基本的な安全対策を明確にし、交通誘導員を含めた関係労働者と工事用車両の接触防止措置を図ること。

【担当】

札幌中央労働基準監督署 安全衛生課

電話 011 (737) 1192

札幌東労働基準監督署 安全衛生課

電話 011 (894) 2816

令和5年 警備業における死亡労働災害発生状況

札幌中央労働基準監督署

札幌東労働基準監督署

(発生年月日順)

No.	発 生 月	時 刻	事 故 の 型	起 因 物	災 害 発 生 概 況
1	3	17 時台	はさまれ、 巻き込まれ	締固め 用機械	片側2車線の幹線道路舗装工事現場において、一般車両の交通誘導を行っていた被災者が後進中のタイヤローラーに背後から轢かれたもの。
1	5	21 時台	はさまれ、 巻き込まれ	トラッ ク	工事現場において、一般車両の交通誘導を行っていた被災者が、荷の搬入のため現場内で後進していた積載型トラッククレーンに、背後から轢かれたもの。